

 県章	<h1 style="margin: 0;">三重県公報</h1>	令和8年3月31日（火） 号外
---	-----------------------------------	------------------------

目 次			
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
33	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
34	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(同)	13
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	57
	三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則	(同)	58
	三重県人事委員会規則12-4（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則	(同)	60
企業庁管理規程			
4	三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	62
病院事業庁管理規程			
4	三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程等の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	62

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十三号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章（略）	第一章（略）
第二章 本庁	第二章 本庁
第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）
第三節 課等の設置及び分掌事務	第三節 課等の設置及び分掌事務
第一款～第三款（略）	第一款～第三款（略）
第四款 防災対策部の課及び分掌事務（第八条の二）	第四款 防災対策部の課等及び分掌事務（第八条の二）
第五款 医療保健部の課及び分掌事務（第九条）	第五款 医療保健部の課等及び分掌事務（第九条）
第五款の二～第七款（略）	第五款の二～第七款（略）
第八款 農林水産部の課及び分掌事務（第十二条）	第八款 農林水産部の課等及び分掌事務（第十二条）
第九款～第十一款（略）	第九款～第十一款（略）
第四節・第五節（略）	第四節・第五節（略）
第三章・第四章（略）	第三章・第四章（略）
附則	附則
第六条（略）	第六条（略）
2（略）	2（略）
3 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～五（略）	一～五（略）
六 行幸啓等皇室に関すること。	六 行政組織及び職員定数に関すること。
七 行政組織に関すること。	七・八（略）
八・九（略）	八 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。
4 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。	一（略）
一（略）	二 行幸啓等皇室に関すること。
二（略）	三（略）
5 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	5 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一（略）	一（略）
二 職員定数に関すること。	二・三（略）
三・四（略）	四 公益法人及び移行法人に関すること（他部の所管に属しないものに限る。）
五 公益法人、移行法人及び公益信託に関すること（他部の所管に属しないものに限る。）	五 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成十四年三重県条例第四十二号）の施行に関すること。

六 (略)

6 17 (略)

第七条 政策企画部に、次に掲げる課を置く。

一 三 (略)

四 人材確保・外国人政策調整課

五 七 (略)

2 政策企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 政策企画部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関する事。

六 八 (略)

3 4 (略)

5 人材確保・外国人政策調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 人材確保対策の推進に関する事。

二 外国人政策の総合調整に関する事。

6 8 (略)

第八条 (略)

2 3 (略)

4 地域連携・交通総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 地域連携・交通部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関する事。

六 (略)

5 10 (略)

11 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 障がい者スポーツに関する事。

五 九 (略)

12 14 (略)

第四款 防災対策部の調及び分掌事務

第八条の二 防災対策部に、次に掲げる課を置く。

一 五 (略)

六 (略)

2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 防災対策部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関する事。

六 八 (略)

3 (略)

4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 七 (略)

八 南海トラフ地震対策の推進に関する事。

5 6 (略)

7 (略)

六 (略)

6 17 (略)

第七条 政策企画部に、次に掲げる課を置く。

一 三 (略)

四 人材確保対策課

五 七 (略)

2 政策企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 七 (略)

3 4 (略)

5 人材確保対策課の分掌事務は、人材確保対策の推進に関する事とする。

6 8 (略)

第八条 (略)

2 3 (略)

4 地域連携・交通総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 地域連携・交通部関係の公益法人及び移行法人に関する事。

六 (略)

5 10 (略)

11 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 八 (略)

12 14 (略)

第四款 防災対策部の課等及び分掌事務

第八条の二 防災対策部に、次に掲げる課等を置く。

一 五 (略)

六 南海トラフ地震対策プロジェクトチーム

七 (略)

2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 防災対策部関係の公益法人及び移行法人に関する事。

六 八 (略)

3 (略)

4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 七 (略)

5 6 (略)

7 南海トラフ地震対策プロジェクトチームの分掌事務は、南海トラフ地震対策の推進に関する事とする。

8 (略)

第五款 医療保健部の調及び分掌事務

第九条 医療保健部に、次に掲げる課を置く。

一〜四 (略)

五 医務・国保課

六〜九 (略)

2 医療保健総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 災害医療に関すること。

七 医療保健部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関すること。

八・九 (略)

3 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二・三 (略)

四・五 (略)

六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること(医療提供体制の確保(かかりつけ医療機能の確保を除く。)に係るものに限る。)

第五款 医療保健部の課等及び分掌事務

第九条 医療保健部に、次に掲げる課を置く。

一〜四 (略)

五 国民健康保険課

六〜九 (略)

2 医療保健総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 医療保健部関係の公益法人及び移行法人に関すること。

七・八 (略)

3 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 医療安全支援センターに関すること。

二 県立病院の改革に関すること(病院事業庁の所管に属するものを除く。)

三 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに関すること。

四 公立大学法人三重県立看護大学に関すること。

五 ハンセン病に関すること。

六 (略)

七 災害医療に関すること。

八・九 (略)

十 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会に関すること。

十一 三重県公立大学法人評価委員会に関すること。

十二・十三 (略)

十四 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の施行に関すること。

十五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること。

十六 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の施行に関すること。

十七 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の施行に関すること。

十八 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の施行に関すること。

十九 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の施行に関すること。

二十 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)の施行に関すること。

二十一 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の施行に関すること(養成施設の指定及び監督に係るものに限る。)

二十二 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)の施行に関すること(名簿の登録及び免許証の

<p>七〇十一 (略)</p>	<p>交付に係るものに限る。)</p> <p>二十三 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の施行に関する事。</p> <p>二十四 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の施行に関する事。</p> <p>二十五 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の施行に関する事。</p> <p>二十六 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の施行に関する事。</p> <p>二十七 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)の施行に関する事。</p> <p>二十八 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)の施行に関する事。</p> <p>二十九 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の施行に関する事。</p> <p>三十 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)の施行に関する事。</p> <p>三十一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第百三十三号)の施行に関する事(籍の登録及び免許証の交付に係るものに限る。)</p> <p>三十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十一号)の施行に関する事(医療法人への組織変更に係るものに限る。)</p> <p>三十三〜三十七 (略)</p>
<p>4 医療人材課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>4 医療人材課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>
<p>五 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の施行に関する事(籍の登録及び免許証の交付に係るものを除く。)</p> <p>六 (略)</p>	<p>五 保健師助産師看護師法の施行に関する事(籍の登録及び免許証の交付に係るものを除く。)</p> <p>六 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 医務・国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>6 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 医療安全支援センターに関する事。</p>	
<p>二 県立病院に関する事(病院事業庁の所管に属するものを除く。)</p>	
<p>三 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに関する事。</p>	
<p>四 公立大学法人三重県立看護大学に関する事。</p>	
<p>五 ハンセン病に関する事。</p>	
<p>六・七 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>八 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会に関する事。</p>	
<p>九 三重県公立大学法人評価委員会に関する事。</p>	
<p>十〜十二 (略)</p>	<p>三〜五 (略)</p>
<p>十三 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の施行に関する事。</p>	
<p>十四 医療法の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く。)</p>	
<p>十五 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の施行</p>	

に関すること。	
十六 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の施行に関すること。	
十七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。	
十八 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。	
十九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）の施行に関すること。	
二十 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関すること（養成施設の指定及び監督に係るものに限る。）。	
二十一 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の施行に関すること（名簿の登録及び免許証の交付に係るものに限る。）。	
二十二 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）の施行に関すること。	
二十三 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）の施行に関すること。	
二十四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の施行に関すること。	
二十五 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の施行に関すること。	
二十六 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の施行に関すること。	
二十七 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）の施行に関すること。	
二十八 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の施行に関すること。	
二十九 言語聴覚士法（平成九年法律第五百三十二号）の施行に関すること。	
三十 保健師助産師看護師法の施行に関すること（籍の登録及び免許証の交付に係るものに限る。）。	
三十一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の施行に関すること（医療法人への組織変更に係るものに限る。）。	
三十二・三十三 （略）	六・七 （略）
7 ～ 10 （略）	7 ～ 10 （略）
第九条の二 （略）	第九条の二 （略）
2 （略）	2 （略）
3 福祉監査課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 福祉監査課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 ～ 三 （略）	一 ～ 三 （略）
四 子ども・福祉部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関すること。	四 子ども・福祉部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
五・六 （略）	五・六 （略）

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜二十三 (略)

5 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
一・二 (略)
三〜二十四 (略)
二十五 高次脳機能障害者支援法(令和七年法律第九十六号)の施行に關すること(他課の所管に屬するものを除く。)

6 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜四 (略)
五 三重県子ども条例(令和七年三重県条例第四号)の施行に關すること。
六・七 (略)
八 児童福祉法の施行に關すること(児童厚生施設及び子どもの居場所に係るものに限る。)

7・8 (略)

9 家庭福祉・施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜十 (略)
十一 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に關する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に關すること。
十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に關すること(他部の所管に屬するものを除く。)

第十条 (略)

2 (略)

3 環境生活総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜六 (略)
七 環境生活部關係の公益法人、移行法人及び公益信託に關すること。
八〜十二 (略)

4 私学課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 (略)
二 私立學校に係る修学支援(就学支援金及び奨学給付金)に關すること。
三〜六 (略)

5〜7 (略)

8 暮らし・交通安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜七 (略)
八 三重県性暴力の根絶をめざす条例(令和七年三重県条例第五十三号)の施行に關すること。

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜二十三 (略)
二十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行に關すること(他部の所管に屬するものを除く。)

5 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
一・二 (略)
三 障がい者スポーツの普及に關すること。
四〜二十五 (略)

6 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜四 (略)
五 三重県子ども条例(平成二十三年三重県条例第五号)の施行に關すること。
六・七 (略)
八 児童福祉法の施行に關すること(子どもの居場所に係るものに限る。)

九 子どもの貧困対策の推進に關する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に關すること(他課の所管に屬するものを除く。)

7・8 (略)

9 家庭福祉・施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜十 (略)
十一 子どもの貧困対策の推進に關する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に關すること(ひとり親支援に係るものに限る。)

第十条 (略)

2 (略)

3 環境生活総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜六 (略)
七 環境生活部關係の公益法人及び移行法人に關すること。
八〜十二 (略)

4 私学課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 (略)
二〜五 (略)

5〜7 (略)

8 暮らし・交通安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜七 (略)

<p>九〇～二七〇 (略)</p> <p>9 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇～二二二 (略)</p> <p>二二三 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行に関する事。</p> <p>一〇〇～一〇三 (略)</p> <p>第八款 農林水産部の調及び分掌事務</p> <p>第十二条 農林水産部に、次に掲げる調を置く。</p> <p>一〇〇～一〇六 (略)</p> <p>一〇七 漁政調</p> <p>一〇八 水産資源調</p> <p>一〇九 (略)</p>	<p>八〇～二六六 (略)</p> <p>9 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇～二二二 (略)</p> <p>一〇〇～一〇三 (略)</p> <p>第八款 農林水産部の課等及び分掌事務</p> <p>第十二条 農林水産部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一〇〇～一〇六 (略)</p> <p>一〇七 水産振興課</p> <p>一〇八 水産資源管理課</p> <p>一〇九 全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム</p> <p>一一〇 (略)</p>
<p>2 農林水産総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 農林水産部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関する事。</p> <p>一〇五～一〇七 (略)</p> <p>3 〇～一〇四 (略)</p> <p>15 森林・林業経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五～一〇七 (略)</p> <p>二一八 三重県水源地域の保全に関する条例(平成二七年三重県条例第四十五号)の施行に関する事。</p> <p>二一九 森林由来J-クレジットの推進に関する事。</p>	<p>2 農林水産総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 農林水産部関係の公益法人及び移行法人に関する事。</p> <p>一〇五～一〇七 (略)</p> <p>3 〇～一〇四 (略)</p> <p>15 森林・林業経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五～一〇七 (略)</p>
<p>16 治山林道課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五～一〇七 (略)</p> <p>十三 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関する事(森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域及び同法第七条の二第一項に規定する国有林の地域別の森林計画区域に係るもの及び同法第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域並びに地すべり防止区域(林野庁の所管に属するものに限る。)に係るものに限る。)</p> <p>十四 三重県県行造林J-クレジット基金条例(令和八年三重県条例第二号)の施行に関する事。</p>	<p>16 治山林道課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五～一〇七 (略)</p> <p>十三 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関する事(同法第二十六条第一項に規定する特定盛土等規制区域における森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域及び同法第七条の二第一項に規定する国有林の地域別の森林計画区域に係るもの並びに地すべり防止区域(林野庁の所管に属するものに限る。)に係るものに限る。)</p>
<p>17 みどり共生推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八～一〇九 (略)</p> <p>一一〇～一一六 (略)</p> <p>一一七 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関する事(自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域、同法第二十一条第一項に規定する特別保護地区、三重県立自然公園条例第十六条第一項に規</p>	<p>17 みどり共生推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八～一〇九 (略)</p> <p>一一一 三重県水源地域の保全に関する条例(平成二七年三重県条例第四十五号)の施行に関する事。</p> <p>一二〇～一二七 (略)</p>

<p>定する特別地域及び三重県自然環境保全条例第十条第一項に規定する特別地区に係るものに限る。)</p>	
<p>18 漁政課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>18 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三～八 (略)</p>	<p>三 養殖業に関する事。</p>
<p>九 漁業及び海面利用の調整に関する事。</p>	<p>四 漁場の環境及び生態系の保全に関する事。</p>
<p>十 漁船の管理に関する事。</p>	<p>五～十 (略)</p>
<p>十一 (略)</p>	<p>十一 (略)</p>
<p>十二 海業の振興に関する事。</p>	<p>十二 (略)</p>
<p>十三 漁業関連施設の整備及び漁業関連施設災害に関する事。</p>	<p>十三 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の施行に関する事。</p>
<p>十四 (略)</p>	<p>十四 真珠の振興に関する法律(平成二十八年法律第七十四号)の施行に関する事(農林水産部の所管に属するものに限る)。</p>
<p>十五 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の予算に関する事。</p>	<p>十五 (略)</p>
<p>十六 (略)</p>	<p>十六 (略)</p>
<p>十七 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の施行に関する事(水産資源課の所管に属するものを除く)。</p>	<p>十七・十八 (略)</p>
<p>十八 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の施行に関する事。</p>	<p>十九 (略)</p>
<p>十九 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の施行に関する事(水産資源の保護培養に必要な制限等に限る)。</p>	<p>二十 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の施行に関する事。</p>
<p>二十 (略)</p>	<p>二十一 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の施行に関する事。</p>
<p>二十一 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の施行に関する事。</p>	<p>二十二 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五百五十四号)の施行に関する事。</p>
<p>二十二 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五百五十四号)の施行に関する事。</p>	<p>二十三・二十四 (略)</p>
<p>二十三・二十四 (略)</p>	<p>二十五 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の施行に関する事。</p>
<p>二十五 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の施行に関する事。</p>	<p>二十六 (略)</p>
<p>二十六 (略)</p>	<p>二十九 (略)</p>
<p>二十七 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の施行に関する事。</p>	<p>三十 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の施行に関する事。</p>
<p>二十八 (略)</p>	<p>三十一 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の施行に関する事。</p>
<p>二十九 (略)</p>	<p>三十二 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五百五十四号)の施行に関する事。</p>
<p>三十 (略)</p>	<p>三十三 (略)</p>
<p>三十一 (略)</p>	<p>三十四 (略)</p>
<p>三十二 (略)</p>	<p>三十五 (略)</p>
<p>三十三 (略)</p>	<p>三十六 (略)</p>
<p>三十四 (略)</p>	<p>三十七 (略)</p>
<p>三十五 (略)</p>	<p>三十八 (略)</p>
<p>三十六 (略)</p>	<p>三十九 (略)</p>
<p>三十七 (略)</p>	<p>四十 (略)</p>
<p>三十八 (略)</p>	<p>四十一 (略)</p>
<p>三十九 (略)</p>	<p>四十二 (略)</p>
<p>四十 (略)</p>	<p>四十三 (略)</p>
<p>四十一 (略)</p>	<p>四十四 (略)</p>
<p>四十二 (略)</p>	<p>四十五 (略)</p>
<p>四十三 (略)</p>	<p>四十六 (略)</p>
<p>四十四 (略)</p>	<p>四十七 (略)</p>
<p>四十五 (略)</p>	<p>四十八 (略)</p>
<p>四十六 (略)</p>	<p>四十九 (略)</p>
<p>四十七 (略)</p>	<p>五十 (略)</p>

<p>二十八 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三三号)の施行に関する事。</p> <p>19 水産資源課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁業の取締に関する事。</p> <p>四 養殖業に関する事。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 漁業法の施行に関する事(水産資源の管理及び漁業の取締に係るものに限る。)</p> <p>七 水産資源保護法の施行に関する事(漁政課の所管に属するものを除く。)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の施行に関する事。</p> <p>十一 真珠の振興に関する法律(平成二十八年法律第七十四号)の施行に関する事(農林水産部の所管に属するものに限る。)</p> <p>十二 (略)</p>	<p>19 水産資源管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁業に係る指導監督に関する事。</p> <p>四 漁業及び海面利用の調整に関する事。</p> <p>五 漁船の管理に関する事。</p> <p>六 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の予算に関する事。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の施行に関する事。</p> <p>九 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の施行に関する事。</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>十二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の施行に関する事。</p> <p>十三 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三三号)の施行に関する事。</p> <p>十四 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の施行に関する事。</p> <p>十五 (略)</p>
<p>20 水産基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 漁場の環境及び生態系の保全に関する事。</p> <p>三〜五 (略)</p> <p>六 公共土木施設(水産業関連)災害に関する事。</p> <p>七〜十一 (略)</p> <p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 雇用経済総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 雇用経済部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関する事。</p> <p>六〜九 (略)</p> <p>3〜9 (略)</p>	<p>20 全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチームの分掌事務は、第四十四回全国豊かな海づくり大会の推進に関する事とする。</p> <p>21 水産基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 漁業関連施設の整備に関する事。</p> <p>三〜五 (略)</p> <p>六 公共土木施設(水産業関連)災害及び漁業関連施設災害に関する事。</p> <p>七〜十一 (略)</p> <p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 大阪・関西万博推進プロジェクトチーム</p> <p>十 (略)</p> <p>2 雇用経済総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 雇用経済部関係の公益法人及び移行法人に関する事。</p> <p>六〜九 (略)</p> <p>3〜9 (略)</p> <p>10 大阪・関西万博推進プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 出展ブースの企画運営に関する事。</p>

<p>10 (略)</p> <p>第十三条之二 (略)</p> <p>2 観光総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 観光部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>3〜6 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 県土整備総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 県土整備部関係の公益法人、移行法人及び公益信託に関すること。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3〜12 (略)</p> <p>13 防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 地すべり等防止法の施行に関すること(国土交通省の所管に属するものに限る。)</p> <p>六〜十 (略)</p> <p>14〜18 (略)</p> <p>19 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十五 (略)</p> <p>二十六 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行に関すること(除却等の必要性に係る認定に係るもの及び容積率等の特例許可に係るものに限る。)</p> <p>二十七・二十八 (略)</p> <p>20 住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること(除却等の必要性に係る認定に係るもの及び容積率等の特例許可に係るものを除く。)</p> <p>十二〜二十二 (略)</p> <p>二十三 三重県省エネ住宅導入促進事業に関すること。</p> <p>21・22 (略)</p> <p>(職制)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中</p>	<p>二 催事の企画運営に関すること。</p> <p>三 大阪・関西万博の会場における校外学習等の支援に関すること。</p> <p>四 大阪・関西万博の機運醸成に関すること。</p> <p>五 公益社団法人²⁰²⁵年日本国際博覧会協会及び関西広域連合との調整に関すること。</p> <p>11 (略)</p> <p>第十三条之二 (略)</p> <p>2 観光総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 観光部関係の公益法人及び移行法人に関すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>3〜6 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 県土整備総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 県土整備部関係の公益法人及び移行法人に関すること。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3〜12 (略)</p> <p>13 防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)の施行に関すること(国土交通省の所管に属するものに限る。)</p> <p>六〜十 (略)</p> <p>14〜18 (略)</p> <p>19 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十五 (略)</p> <p>二十六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行に関すること(除却の必要性に係る認定に係るもの及び容積率の特例許可に係るものに限る。)</p> <p>二十七・二十八 (略)</p> <p>20 住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に関すること(除却の必要性に係る認定に係るもの及び容積率の特例許可に係るものを除く。)</p> <p>十二〜二十二 (略)</p> <p>21・22 (略)</p> <p>(職制)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中</p>
--	---

欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
コンビナート 防災監	防災対策部	上司の命を受けて石油コンビナートの防災保安対策に関する事務を処理する。
南海トラフ地 震対策推進監	防災対策部	上司の命を受けて南海トラフ地震対策に係る調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
人権監	環境生活部	上司の命を受けて人権施策及び同和問題の調整に関する事務を処理する。
犯罪被害者支 援調整監	環境生活部	上司の命を受けて犯罪被害者支援の調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
農林水産政 策・輸出促進 監	農林水産部	上司の命を受けて農林水産政策の調整及び農林水産物の輸出促進に関する事務を処理する。
海づくり・海 業推進監	農林水産部	上司の命を受けて漁場の環境及び生態系の保全、海業の振興に関する事務を処理する。
船長	農林水産部水 産資源課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
機関長	農林水産部水 産資源課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

- 4 (略)
(室の設置及び分掌事務)
- 第二十六条 (略)
- 2 (略)
- 3 環境室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 1～30 (略)
- 三十一 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること(立入検査(大気・水環境課の所管に属するものに限る。)に係るものに限る。)
- (室の設置及び分掌事務)
- 第三十二条の二 (略)
- 2 (略)
- 3 環境室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 1～29 (略)
- 三十 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること(立入検査(大気・水環境課の所管に属するものに限る。)に係るものに限る。)
- (室の設置及び分掌事務)

欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
コンビナート 防災監	防災対策部	上司の命を受けて石油コンビナートの防災保安対策に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
人権監	環境生活部	上司の命を受けて人権施策及び同和問題の調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
農林水産政 策・輸出促進 監	農林水産部	上司の命を受けて農林水産政策の調整及び農林水産物の輸出促進に関する事務を処理する。
船長	農林水産部水 産資源管理課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
機関長	農林水産部水 産資源管理課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

- 4 (略)
(室の設置及び分掌事務)
- 第二十六条 (略)
- 2 (略)
- 3 環境室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 1～30 (略)
- (室の設置及び分掌事務)
- 第三十二条の二 (略)
- 2 (略)
- 3 環境室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 1～29 (略)
- (室の設置及び分掌事務)

<p>第三十五条 (略)</p> <p>2 保健衛生室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇二二三 (略)</p> <p>二四四 〇四六六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(分掌事務)</p>	<p>第三十五条 (略)</p> <p>2 保健衛生室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇二二三 (略)</p> <p>二四四 〇魚介類行商営業に関すること。</p> <p>二四五 〇四七七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(分掌事務)</p>
<p>第三十七条 設置条例第八条第一項に規定する児童相談所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇一一 (略)</p> <p>一二 児童相談所内の経理に関すること(北勢児童相談所及び中央児童相談所に限る。)</p> <p>一三 児童相談所の庁舎管理に関すること(北勢児童相談所及び中央児童相談所に限る。)</p> <p>一四 (略)</p> <p>(室の設置及び分掌事務)</p>	<p>第三十七条 設置条例第八条第一項に規定する児童相談所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇一一 (略)</p> <p>一二 児童相談所内の経理に関すること(中央児童相談所に限る。)</p> <p>一三 児童相談所の庁舎管理に関すること(中央児童相談所に限る。)</p> <p>一四 (略)</p> <p>(室の設置及び分掌事務)</p>
<p>第三十八条の二 (略)</p> <p>二 〇八 (略)</p> <p>9 水産室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇一八 (略)</p> <p>一九 漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>二〇 〇二六 (略)</p> <p>一〇 〇一三 (略)</p> <p>(室の設置及び分掌事務)</p>	<p>第三十八条の二 (略)</p> <p>二 〇八 (略)</p> <p>9 水産室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇一八 (略)</p> <p>一九 漁港漁場整備法の施行に関すること。</p> <p>二〇 〇二六 (略)</p> <p>一〇 〇一三 (略)</p> <p>(室の設置及び分掌事務)</p>
<p>第四十一条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三四 (略)</p> <p>二五五 マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること(除却等の必要性に係る認定に係るものに限る。)</p> <p>二五六・二五七 (略)</p> <p>4 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇一九 (略)</p> <p>二〇 マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること(除却等の必要性に係る認定に係るものに限る。)</p> <p>二二一・二二二 (略)</p> <p>五 〇一〇 (略)</p>	<p>第四十一条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三四 (略)</p> <p>二五五 マンションの建替等等の円滑化に関する法律の施行に関すること(除却等の必要性に係る認定に係るものに限る。)</p> <p>二五六・二五七 (略)</p> <p>4 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇一九 (略)</p> <p>二〇 マンションの建替等等の円滑化に関する法律の施行に関すること(除却等の必要性に係る認定に係るものに限る。)</p> <p>二二一・二二二 (略)</p> <p>五 〇一〇 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十四号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

9	法第10条第2項の規定による海岸保全区域内における占用の許可等に係る国等との協議																		○	地域防災総合事務所等	
10	法第12条の規定による監督処分等																			○	地域防災総合事務所等
11	法第12条の2第2項の規定による損失補償の協議(法第18条第8項及び第21条第4項において準用する場合を含む。)																			○	地域防災総合事務所等
12	法第13条第1項の規定による海岸管理者以外の者の施行する工事の承認																			○	地域防災総合事務所等
13	法第13条第2項の規定による国等が施行する工事に係る当該国等との協議																			○	地域防災総合事務所等
14	法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行等に係る協議																			○	地域防災総合事務所等
15	法第16条第1項の規定による工事原因者の工事の施行命令																			○	地域防災総合事務所等
16	法第17条第1項の規定による附帯工事の施行の決定																			○	地域防災総合事務所等
17	法第18条第1項の規定による調査、工事等のための立入り等の決定																			○	地域防災総合事務所等
18	法第19条第3項の規定による損失補償の協議																			○	地域防災総合事務所等
19	法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告の聴取等及び立入検査																			○	地域防災総合事務所等
20	法第21条第1項及び第2項の規定による海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に係る措置命令																			○	地域防災総合事務所等
21	法第27条第2項の規定による海岸保全施設の新設等の施行に係る国土交通大臣との協議																			○	
22	法第30条の規定による兼用工作物の費用の協議																			○	
23	法第32条第1項及び第3項の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定																			○	
24	法第38条の規定による報告及び資料の国土交通大臣への提出																			○	

取次書 | 防災支援部課長・出張課の業務十七号の取次書 | を次のように改める。

2	三重県防災ヘリコプター運航管理規程(平成5年3月30日制定)の施行に関すること																			
(1)	総括管理者に係るもの																			○
(2)	(1)以外のもの																			○

取次書 | 防災支援部課長防災推進課の取次書のよび改める。

1	災害救助法(昭和22年法律第118号)の施行に関する事務	1	法第2条の規定による救助の実施及び終了																	○	
		2	法第7条の規定による従事命令																		○
		3	法第8条の規定による協力命令																		○
		4	法第9条の規定による物資の保管命令及び収用等																		○
		5	法第10条の規定による立入検査等																		○
		6	法第11条の規定による通信設備の優先使用																		○
		7	法第12条の規定による扶助金の支給の決定																		○

		8 法第13条の規定による救助の実施に関する事務の一部の市町長への委任			○													
		9 法第16条の規定による日本赤十字社への委託			○													
		10 法第30条の規定による市町に一時繰替支弁させることの決定						○										
		11 法第31条の規定による情報提供						○										
2	災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の施行に関する事務	1 政令第3条第2項の規定による救助の程度、方法及び期間を設定						○										
		2 政令第5条の規定による実費弁償の設定						○										
		3 政令第8条の規定による支給基礎額の設定						○										
3	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の施行に関する事務	法第49条の7第3項の規定による内閣総理大臣への報告						○										

第1章 医療保健部 第1節 医療政策課の概要

1	医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	1 法第30条の4第1項の規定による医療計画の策定	○																	
		2 法第30条の4第18項の規定による医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示							○											
		3 法第30条の5の規定による医療計画に関する必要な情報の要求							○											
		4 法第30条の6の規定による医療計画の変更	○																	
		5 法第30条の11第1項の規定による医療計画達成推進のための勧告							○											
		6 法第30条の11第2項の規定による厚生労働大臣への通知								○										
		7 法第30条の12第1項において準用する法第7条の2第3項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置要請								○										
		8 法第30条の12第2項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置勧告								○										
		9 法第30条の12第3項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置勧告に従わない旨の公表								○										
		10 法第30条の13第3項の規定による病院等の病床機能報告に関する必要な情報の要求									○									
		11 法第30条の13第5項の規定による病院等に対する病床機能報告の実施命令又は是正命令									○									
		12 法第30条の13第6項の規定による病院等が病床機能報告の実施命令等に従わない旨の公表									○									
		13 法第30条の14第1項の規定による地域医療構想達成推進のための協議の場の設置									○									
		14 法第30条の15第1項の規定による病院等に対する病床機能報告に係る理由等の提出要求									○									
		15 法第30条の15第2項の規定による病									○									

		院等に対する協議の場への参加要求																		
		16 法第 30 条の 15 第 4 項の規定による病院等に対する医療審議会での説明要求				○														
		17 法第 30 条の 15 第 6 項の規定による病院等に対する是正措置命令				○														
		18 法第 30 条の 15 第 7 項において準用する同条第 6 項の規定による報告病院等に対する是正措置要請				○														
		19 法第 30 条の 16 第 1 項の規定による病院等に対する将来の病床数の必要量に達していない病床の機能に係る医療を提供することの指示				○														
		20 法第 30 条の 16 第 2 項の規定による病院等に対する必要な医療機能に係る医療を提供することの要請				○														
		21 法第 30 条の 17 の規定による病院等に対する措置を講ずべきことの勧告				○														
		22 法第 30 条の 18 の規定による病院等が命令、指示又は勧告に従わない旨の公表				○														
		23 法第 30 条の 18 の 2 第 2 項の規定による外来機能報告の実施命令又は是正命令				○														
		24 法第 30 条の 18 の 2 第 3 項において準用する法第 30 条の 13 第 3 項の規定による病院等の外来機能報告に関する必要な情報の要求					○													
		25 法第 30 条の 18 の 2 第 3 項において準用する法第 30 条の 13 第 6 項の規定による病院等が外来機能報告の実施命令等に従わない旨の公表				○														
		26 法第 30 条の 18 の 3 第 2 項において準用する法第 30 条の 13 第 3 項の規定による無床診療所の外来機能報告に関する必要な情報の要求					○													
		27 法第 30 条の 18 の 6 第 1 項及び第 2 項の規定による区域の指定及び公示					○													
		28 法第 30 条の 18 の 6 第 4 項の規定による診療所に対する協議の場での説明要求					○													
		29 法第 30 条の 18 の 6 第 6 項の規定による診療所に対する地域外来医療の提供要請					○													
		30 法第 30 条の 18 の 6 第 7 項の規定による診療所に対する医療審議会での説明要求					○													
		31 法第 30 条の 18 の 6 第 9 項の規定による診療所に対する地域外来医療を提供すべきことの勧告					○													
		32 法第 30 条の 18 の 6 第 10 項の規定による診療所が勧告に従わない旨の公表					○													
		33 法第 30 条の 18 の 6 第 11 項の規定による厚生労働大臣への通知					○													
		34 法第 35 条の規定による公的医療機関に対する命令及び指示					○													
2	救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)の施行に関する事務	1 省令第 1 条第 1 項の規定による申出の受理							○											
		2 省令第 1 条第 1 項の規定による認定							○											
		3 省令第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による告示						○												
3	がん対策基本	1 法第 12 条第 1 項の規定による都道府県				○														

		5 政令第4条第3項の規定による厚生労働大臣への報告				○							
		6 政令第5条第1項の規定による学校養成所の事業報告の受理				○							
		7 政令第5条第2項の規定による厚生労働大臣への報告				○							
		8 政令第6条の規定による学校養成所に対する報告の要求又は検査				○							
		9 政令第7条の規定による学校養成所への指示				○							
		10 政令第8条第1項の規定による学校養成所の指定の取消し				○							
		11 政令第8条第2項の規定による厚生労働大臣への報告				○							
9	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)の施行に関する事務	1 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)第1条の2の規定による免許申請書の進達				○							
		2 政令第3条の規定による登録事項の変更申請書の進達				○							
		3 政令第4条の規定による登録の消除申請書の進達				○							
		4 政令第5条の規定による免許証の書換交付申請書の進達				○							
		5 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付申請書の進達				○							
		6 政令第6条第5項及び第7条の規定による免許証の返納の進達				○							
10	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)の施行に関する事務	1 法第7条第2項の規定による免許の取消し等に係る厚生労働大臣に対する具申				○							
		2 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)第1条の規定による免許申請書の進達				○							
		3 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正申請書の進達				○							
		4 政令第4条の規定による登録の消除申請書の進達				○							
		5 政令第5条第2項の規定による免許証の書換交付申請書の進達				○							
		6 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付申請書の進達				○							
		7 政令第6条第5項及び第7条の規定による免許証の返納の進達				○							
		8 政令第9条第1項の規定による学校養成施設の指定				○							
		9 政令第9条第2項の規定による厚生労働大臣への報告				○							
		10 政令第11条第1項の規定による学校養成施設の変更承認				○							
		11 政令第11条第2項の規定による学校養成施設の変更届出の受理				○							
		12 政令第11条第3項の規定による厚生労働大臣への報告				○							
		13 政令第12条第1項の規定による学校養成施設の事業報告の受理				○							
		14 政令第12条第2項の規定による厚生				○							

		労働大臣への報告																			
		15 政令第13条の規定による学校養成施設に対する報告徴収及び指示								○											
		16 政令第14条第1項の規定による学校養成施設の指定の取消し								○											
		17 政令第14条第2項の規定による厚生労働大臣への報告								○											
11	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)の施行に関する事務	1 法第8条第2項の規定による免許の取消し等に係る厚生労働大臣に対する具申								○											
		2 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)第1条の規定による免許申請書の進達									○										
		3 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正申請書の進達									○										
		4 政令第4条の規定による登録の消除申請書の進達									○										
		5 政令第5条第2項の規定による免許証の書換交付申請書の進達									○										
		6 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付申請書の進達									○										
		7 政令第6条第5項及び第7条の規定による視能訓練士免許証の返納の進達									○										
		8 政令第10条第1項の規定による学校養成所の指定									○										
		9 政令第10条第2項の規定による厚生労働大臣への報告									○										
		10 政令第12条第1項の規定による学校養成所の変更承認									○										
		11 政令第12条第2項の規定による学校養成所の変更届出の受理									○										
		12 政令第12条第3項の規定による厚生労働大臣への報告									○										
		13 政令第13条第1項の規定による学校養成所の事業報告の受理									○										
		14 政令第13条第2項の規定による厚生労働大臣への報告									○										
		15 政令第14条の規定による学校養成所に対する報告徴収及び指示									○										
		16 政令第15条第1項の規定による学校養成所の指定の取消し									○										
		17 政令第15条第2項の規定による厚生労働大臣への報告									○										
12	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)の施行に関する事務	1 法第8条第1項の規定による施術者に対する指示(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)																	○	保健所	
		2 法第9条の2第1項の規定による施術所開設の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)																	○	保健所	
		3 法第9条の2第1項の規定による届出事項の変更の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)																	○	保健所	
		4 法第9条の2第2項の規定による施術所の休止及び廃止の届出の受理及び再開の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)																	○	保健所	
		5 法第9条の4の規定による出張業務開始届出の受理																	○	保健所	

		6	法第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)																○	保健所		
		7	法第11条第2項の規定による施術所の使用制限、禁止、改善及び措置命令(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)																○	保健所		
		8	法第12条の3の規定による業務の停止及び禁止																			
		9	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号)第1条第1項の規定による学校養成施設の認定																			
		10	政令第1条第2項の規定による厚生労働大臣への報告																			
		11	政令第3条第1項の規定による学校養成施設の変更承認																			
		12	政令第3条第2項の規定による学校養成施設の変更届出の受理																			
		13	政令第3条第3項の規定による厚生労働大臣への報告																			
		14	政令第4条第1項の規定による学校養成施設の事業報告の受理																			
		15	政令第4条第2項の規定による厚生労働大臣への報告																			
		16	政令第5条の規定による学校養成施設に対する報告徴収及び指示																			
		17	政令第6条第1項の規定による学校養成施設の認定の取消し																			
		18	政令第6条第2項の規定による厚生労働大臣への報告																			
13	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の施行に関する事務	1	法第18条第1項の規定による柔道整復師に対する指示																	○	保健所	
		2	法第19条第1項の規定による施術所開設の届出の受理																		○	保健所
		3	法第19条第1項の規定による届出事項の変更の届出の受理																		○	保健所
		4	法第19条第2項の規定による施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理																		○	保健所
		5	法第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査																		○	保健所
		6	法第22条の規定による施術所の使用制限、禁止、改善及び措置命令																		○	保健所
		7	柔道整復師法施行令(平成4年政令第302号)第2条第1項の規定による学校養成施設の指定																		○	
		8	政令第2条第2項の規定による厚生労働大臣への報告																		○	
		9	政令第4条第1項の規定による学校養成施設の変更承認																		○	
		10	政令第4条第2項の規定による学校養成施設の変更届出の受理																		○	
		11	政令第4条第3項の規定による厚生労働大臣への報告																		○	
		12	政令第5条第1項の規定による学校養成施設の事業報告の受理																		○	

		(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの									○							保健所
		(2) (1)以外のもの									○							
		13 政令第8条第2項及び第4項の規定による准看護師の免許証の返納の受理																
		(1) 他都道府県在住者に係るもの																
		(2) (1)以外のもの																保健所
		14 政令第8条第5項の規定による免許証の返納の進達																
		(1) 他都道府県で登録された准看護師免許に係るもの																保健所
		(2) (1)以外のもの																
		15 政令附則第3項の規定による保健師免許及び看護師免許の返納の受理																
		16 政令附則第4項の規定による保健師免許及び看護師免許の返納の進達																
		17 政令附則第6項の規定による保健師助産師名簿及び看護師籍の登録の抹消																
		18 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)附則第6項の規定による免許の申請書の進達																
19	廃止前の三重県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則(昭和55年三重県規則第14号)の施行に関する事務	1 規則第7条において準用する三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(昭和37年三重県規則第89号の2。第3号において「看護師等貸与規則」という。)第9条の規定による返還明細書の受理																
		2 規則第16条の規定による修学資金の返還免除の諾否の通知																
		3 規則第7条において準用する看護師等貸与規則第20条の規定による届出の受理																
20	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の施行に関する事務	1 法第89条第1項及び第2項の規定による医療法人への組織変更の認可																
		2 法第90条第1項の規定による社会医療法人の認定																
21	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行に関する事務	1 法第7条、第8条第2項、第88条第1項、第108条第1項及び第112条第1項の規定による法人の定款の制定及び変更並びに解散の認可申請等の総務大臣への申請	○															
		2 法第13条の2の規定による監事が役員(監事を除く。)の不正行為等を認めた場合の報告の受理																
		3 法第14条第1項及び第2項並びに第17条第1項から第3項までの規定による法人の理事長及び監事の任命及び解任	○															
		4 法第14条第5項及び第17条第4項の規定による副理事長又は理事を任命及び解任したときの届出の受理																
		5 法第22条第1項の規定による法人の業務方法書の認可																
		6 法第23条第1項の規定による法人の料金の上限の認可																
		7 法第25条第1項の規定による法人の中期目標の制定又は変更及び法人に対する指示	○															
		8 法第26条第1項及び第3項の規定によ																

		の受理																			
22	地方独立行政 法人三重県立 総合医療セン ター評価委員 会条例(平成23 年三重県条例 第2号)の施行 に関する事務	条例第2条の規定による評価委員会への 意見聴取																			

別表第一 医療保健部業務課の表第一号の項第二十号中「同条第15項」を「同条第13項」に改め、同項第二十
号中「第14条第7項」を「第14条第6項」と、「第15項」を「第13項」に改め、同項第二十一号中「第14
条第9項」を「第14条第8項」に改め、同項第二十二号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

別表第一 千代も・福祉部地域福祉課の表第二十一号の項を削る。

別表第一 千代も・福祉部障がい福祉課の表に次のように加える。

17	高次脳機能障 害者支援法(令 和7年法律第 96号)の施行に 関する事務	1 法第19条の規定による高次脳機能障害 者支援センターの指定																			
		2 法第21条の規定による報告の徴収等																			
		3 法第22条の規定による改善命令																			
		4 法第23条の規定による指定の取消し																			

別表第一 千代も・福祉部千代も行政課の表に次のように加える。

4	三重県子ども 条例(令和7年 三重県条例第4 号)の施行に関 する事務	1 条例第18条第1項の規定による計画の 策定																			
		2 条例第18条第2項の規定による計画の 公表																			
		3 条例第18条第4項の規定による計画の 変更																			
		4 条例第21条の規定による調査及び公表																			
		5 条例第22条の規定による年次報告の取 りまとめ及び公表																			

別表第一 千代も・福祉部千代もの首ら支援課の表第一号の項中第六十五号を第八十二号とし、第六十一号から
第六十四号までを十七号ずつ繰り下げ、第六十号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

76	省令第6条の50第1項の規定による登録 審査及び地域限定保育士登録証の交付																				
77	省令第6条の54において準用する同省 令第6条の9第4号の規定による資格の認 定																				

別表第一 千代も・福祉部千代もの首ら支援課の表第一号の項中第五十五号を第七十号とし、第五十六号から第
五十九号までを十五号ずつ繰り下げ、第五十四号を第六十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

67	政令第20条の2の規定による地域限定 保育士の登録の申請書の受理																				
68	政令第20条の6において準用する同政 令第17条第1項及び第2項の規定による地 域限定保育士登録証の書換え交付の申請 の受理																				
69	政令第20条の6において準用する同政 令第18条第2項の規定による地域限定保 育士登録証の再交付の申請の受理																				

別表第一 千代も・福祉部千代もの首ら支援課の表第一号の項中第五十二号を第六十五号とし、第十二号から第
五十一号までを十一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の十一号を加える。

13	法第18条の28第1項の規定による地域 限定保育士試験の実施																				
14	法第18条の32第1項の規定による地域 試験事務機関の指定																				
15	法第18条の32第4項において準用する 同法第18条の10第1項の規定による指定																				

	第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等																		
9	法第18条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等								○										
10	法第19条第1項及び第38条第1項の規定による定期の報告の受理								○										
11	法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等								○										
12	法第20条第5項及び第6項(法第23条第3項において準用する場合を含む。)並びに第39条第5項及び第6項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成等の規制に係る災害防止措置の執行等								○										
13	法第21条第1項、第3項及び第4項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定による工事等の届出の受理								○										
14	法第21条第2項及び第40条第2項の規定による関係市町長への通知								○										
15	法第21条第2項及び第40条第2項の規定による公表								○										
16	法第22条第2項及び第41条第2項の規定による災害防止措置の勧告								○										
17	法第23条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定による改善命令								○										
18	法第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査								○										
19	法第25条及び第44条の規定による報告の徴取								○										
20	法第27条第1項の規定による工事の届出の受理								○										
21	法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町長への通知								○										
22	法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表								○										
23	法第27条第3項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による勧告								○										
24	法第27条第4項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令								○										
25	法第28条第1項の規定による変更の届出の受理								○										
26	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による宅地造成及び特定盛土等に関する証明書等の交付								○										

引表第一農林水産部農業者調整課課長の裁量 | 中の項中「海岸法(昭和31年法律第101号)」を「海岸法」と改める。

引表第一農林水産部農地調整課の裁量 | 中の項中「第3条の2第3項」を「第3条の2第4項」と改め、同項中第三十一号を第三十四号とし、第三十一号を第三十二号とし、同項第三十号中「第15条の4第2項」を「第16条第2項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第三十九号中「第15条の4第1項」を「第16条第1項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十八号を第三十号とし、第三十一号から第三十七号までを「第16条」

制法の施行に関する事務	(1) 森林法第34条第2項の規定による保安林の作業の許可(法第44条において準用する場合を含む。)に係る特定盛土等。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後に行うものを除く。(以下この項において「地域機関の所掌に属するもの」という。)								○			農林水産事務所等	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの(以下この項において「本庁の所掌に属するもの」という。)							○					
	2 法第12条第4項及び第30条第4項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町長への通知												
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等	
	3 法第12条第4項及び第30条第4項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表												
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等	
	4 法第14条第2項及び第33条第2項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付又は不許可の通知												
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等	
	5 法第15条第1項及び第34条第1項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議												
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等	
	6 法第16条第1項及び第35条第1項の規定による変更の許可												
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等	
	7 法第16条第2項及び第35条第2項の規定による変更の届出の受理												
	(1) 本庁の所掌に属するもの								○				
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等	
8 法第17条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等													
(1) 本庁の所掌に属するもののうち、検査及び確認に係るもの									○		農林水産事務所等		
(2) 本庁の所掌に属するもののうち、検査済証及び確認済証の交付に係るもの								○					
(3) 地域機関の所掌に属するもの									○		農林水産事務所等		

												務所等
9	法第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による中間検査等											
(1)	本庁の所掌に属するもののうち、検査に係るもの								○			農林水産事務所等
(2)	本庁の所掌に属するもののうち、中間検査合格証の交付に係るもの				○							
(3)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
10	法第 19 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定による定期の報告の受理											
(1)	本庁の所掌に属するもの				○							
(2)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
11	法第 20 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 39 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等											
(1)	本庁の所掌に属するもの				○							
(2)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
12	法第 20 条第 5 項及び第 6 項(法第 23 条第 3 項において準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 5 項及び第 6 項(法第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成等の規制に係る災害防止措置の執行等			○								
13	法第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 40 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による工事等の届出の受理								○			農林水産事務所等
14	法第 21 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による関係市町長への通知								○			農林水産事務所等
15	法第 21 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による公表								○			農林水産事務所等
16	法第 22 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の規定による災害防止措置の勧告											
(1)	本庁の所掌に属するもの				○							
(2)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
17	法第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による改善命令											
(1)	本庁の所掌に属するもの				○							
(2)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
18	法第 24 条第 1 項及び第 43 条第 1 項の規定による立入検査											
(1)	本庁の所掌に属するもの				○							
(2)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
19	法第 25 条及び第 44 条の規定による報告の徴取											
(1)	本庁の所掌に属するもの				○							
(2)	地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等

20	法第27条第1項の規定による工事の届出の受理									○									農林水産事務所等
21	法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町長への通知									○									農林水産事務所等
22	法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表									○									農林水産事務所等
23	法第27条第3項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による勧告									○									農林水産事務所等
24	法第27条第4項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令									○									農林水産事務所等
25	法第28条第1項の規定による変更の届出の受理									○									農林水産事務所等
26	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による宅地造成及び特定盛土等に関する証明書等の交付																		
(1)	本庁の所掌に属するもの									○									
(2)	地域機関の所掌に属するもの									○									農林水産事務所等

別表第一農林水産部みずの共生推進課の案部十一号の項を削り、第十一号の項を第十一号の項とし、同表に次のように加える。

12	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務	1	法第12条第1項及び第30条第1項の規定による工事の許可																		
		2	法第12条第4項及び第30条第4項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町長への通知									○									
		3	法第12条第4項及び第30条第4項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表									○									
		4	法第14条第2項及び第33条第2項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付又は不許可の通知									○									
		5	法第15条第1項及び第34条第1項(法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議									○									
		6	法第16条第1項及び第35条第1項の規定による変更の許可									○									
		7	法第16条第2項及び第35条第2項の規定による変更の届出の受理									○									
		8	法第17条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等										○								農林水産事務所等
		9	法第18条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等										○								農林水産事務所等
		10	法第19条第1項及び第38条第1項の規定による定期の報告の受理									○									
		11	法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等									○									

		消し																						
		6 法第7条第2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日の通知（法第19条において準用する場合を含む。）																						
		7 法第8条の規定による工事完成後の認定																			農林水産事務所等			
		8 法第10条の規定による漁船の登録																						
		9 法第12条の規定による登録票の交付及び再交付																						
		10 法第13条の規定による登録票の検認																			農林水産事務所等			
		11 法第17条の規定による変更の登録及び登録票の書換交付																						
		12 法第18条第1項の規定により効力を失った場合の漁船原簿からの抹消																						
		(1) 法第20条に基づき返納届が提出されたもの																						
		(2) (1)以外のもの																						
		13 法第19条の規定による登録の取消し																						
		14 法第20条の規定による登録票及び届出の受理																						
		15 法第21条の規定による登録の謄本の交付																						
		16 法第23条の規定による漁船原簿の副本の提出等																						
		17 法第50条の規定による立入検査																			農林水産事務所等			
28	小型漁船の総トン数の測定に関する政令（昭和28年政令第259号）の施行に関する事務	政令第1条の規定による小型漁船の総トン数の測定																			農林水産事務所等			
29	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の施行に関する事務	1 法第5条の規定による登録及び通知																			農林水産事務所等			
		2 法第6条の規定による登録の拒否及び通知																				農林水産事務所等		
		3 法第7条及び第8条の規定による登録事項及び業務規程の変更の届出の受理																				農林水産事務所等		
		4 法第10条及び第11条の規定による廃止の届出の受理及び登録の抹消																				農林水産事務所等		
		5 法第20条の規定による業務改善命令																						
		6 法第21条の規定による登録の取消し及び業務の停止命令並びに公表																						
		7 法第24条の規定による遊漁船団体の指定																						
		8 法第26条の規定による改善命令																						
		9 法第27条の規定による指定の取消し																						
		10 法第29条第1項の規定による報告命令又は立入検査																						
		11 法第29条第2項の規定による証明書の発行																						
30	内水面漁業の振興に関する	1 法第10条第1項の規定による計画の策定																						

「債務保証業務規程」の次に「又は残置物処理等業務規程」を加え、回号を回字第二十八号とし、回字第1111号中「第44条第1項」を「第64条第1項」に改め、「債務保証業務規程」の次に「又は残置物処理等業務規程」を加え、回号を回字第二十六号とし、回号の次に次の1号を加える。

37 法第64条第3項の規定による支援法人に対する債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の変更の認可					○															
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 県土整備部住宅政策課の表第7号の項第1111号中「第43条第1項」を「第63条第1項」に改め、回号を回字第二十五号とし、第1111号中「第40条」を「第59条」に改め、回号を回字第二十一号とし、回号の次に次の1号を加える。

33 法第61条第1項の規定による支援法人の支援業務の変更の認可					○															
34 法第61条第2項の規定による支援法人の支援業務(軽微なものを除く。)の変更の届出					○															

別表第一 県土整備部住宅政策課の表第7号の項第110号の次に次の11号を加える。

21 法第40条の規定による居住安定援助計画の認定					○															
22 法第43条の規定による居住安定援助計画の認定の通知					○															
23 法第44条第1項の規定による居住安定援助計画の変更の認定					○															
24 法第44条第3項の規定による居住安定援助計画の廃止の届出					○															
25 法第45条の規定による地位承継の承認					○															
26 法第49条の規定による定期報告					○															
27 法第50条第1項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認					○															
28 法第50条第2項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認の通知					○															
29 法第54条第1項の規定による管理受託者に対する報告、検査等					○															
30 法第55条の規定による認定事業者に対する改善命令					○															
31 法第56条第1項及び第2項の規定による居住安定援助計画の認定の取消し					○															

別表第一 県土整備部住宅政策課の表第8号の項に次のように加える。

3 法第4条第5項の規定による協議					○															
-------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 県土整備部住宅政策課の表第11号の項を次のように改める。

12 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の施行に関する事務	1 法第4条の2第1項の規定による区分所有者に対する助言及び指導					○															
	2 法第4条の2第2項の規定による区分所有者に対する勧告					○															
	3 法第4条の2第4項の規定による公表					○															
	4 法第9条第1項の規定による組合の設立の認可					○															
	5 法第11条第3項の規定による意見書の審査及びそれに伴う事業計画の修正命令					○															
	6 法第14条第1項の規定による組合の認可の公告及び市町長への関係函書の送付						○														
	7 法第25条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理						○														
	8 法第25条第2項の規定による組合理事長の氏名等の公告						○														

9	法第34条第1項の規定による定款又は事業計画の変更の認可			○																
10	法第34条第2項の規定による定款又は事業計画の変更の認可の公告				○															
11	法第38条第4項の規定による組合の解散の認可			○																
12	法第38条第6項の規定による組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告				○															
13	法第42条の規定による決算報告書の承認			○																
14	法第45条第1項の規定による個人施行者が行う再生事業の認可			○																
15	法第49条第1項の規定による個人施行者が行う再生事業の認可の公告及び市町長への関係図書の送付				○															
16	法第50条第1項の規定による個人施行者が行う再生事業の規準又は規約及び事業計画の変更の認可			○																
17	法第51条第3項の規定による規約の認可			○																
18	法第51条第6項の規定による個人施行者の承継による変動の届出の受理							○												
19	法第51条第7項の規定による規約の認可又は承継の受理の公告				○															
20	法第53条第1項の規定による審査委員の選任の承認			○																
21	法第54条第1項の規定による個人施行者が行う再生事業の廃止及び終了の認可			○																
22	法第57条第1項の規定による権利変換計画の認可			○																
23	法第94条第1項の規定による管理規約の認可				○															
24	法第97条第1項の規定による組合又は個人施行者に対する報告及び勧告等				○															
25	法第97条第2項の規定による組合又は個人施行者に対する措置命令			○																
26	法第97条第3項の規定による支援法人への協力要請				○															
27	法第98条第1項及び第2項の規定による組合の事業又は会計状況の検査				○															
28	法第98条第3項の規定による組合に対する違反是正の命令			○																
29	法第98条第4項の規定による設立認可の取消し			○																
30	法第98条第5項の規定による総会の招集及び総代会の招集				○															
31	法第98条第6項の規定による理事又は監事の解任投票の実施及び総代の解任投票の実施				○															
32	法第98条第7項の規定による議決、選挙及び投票の取消し			○																
33	法第99条第1項の規定による個人施行者に対する違反是正命令			○																
34	法第99条第2項の規定による認可の取消し			○																

35	法第99条第3項の規定による認可の取消しの公告				○														
36	法第101条の規定による職員への技術的援助の実施				○														
37	法第104条の規定による除却等計画の認定				○														
38	法第106条の規定による除却等計画の変更の認定				○														
39	法第108条の規定による報告の徴収等				○														
40	法第113条第1項の規定によるマンション等売却組合の設立の認可				○														
41	法第118条第2項の規定による市(特定行政庁である市を除く。)との協議				○														
42	法第120条第1項の規定によるマンション等売却組合の設立認可の公告				○														
43	法第134条第1項の規定によるマンション等売却組合の定款又は資金計画の変更の認可				○														
44	法第137条第4項の規定によるマンション等売却組合の解散の認可				○														
45	法第137条第5項の規定によるマンション等売却組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告				○														
46	法第141条第1項の規定による分配金取得計画の認可				○														
47	法第145条の規定による分配金取得計画の変更の認可				○														
48	法第160条第1項の規定によるマンション等売却組合に対する報告、勧告等				○														
49	法第160条第2項の規定によるマンション等売却組合に対する措置命令				○														
50	法第160条第3項の規定による支援法人への協力要請				○														
51	法第161条第1項及び第2項の規定によるマンション等売却組合に対する事業又は会計状況の検査				○														
52	法第161条第3項の規定によるマンション等売却組合に対する措置命令				○														
53	法第161条第4項の規定による設立認可の取消し				○														
54	法第161条第5項の規定による総会の招集及び総代会の招集				○														
55	法第161条第6項の規定による理事又は監事の解任投票の実施及び総代の解任投票の実施				○														
56	法第161条第7項の規定による議決、選挙及び投票の取消し				○														
57	法第163条の規定による職員の技術的援助の実施				○														
58	法第163条の6第1項の規定による組合の設立の認可				○														
59	法第163条の11第2項の規定による市(特定行政庁である市を除く。)との協議				○														
60	法第163条の13第1項の規定による組合の設立認可の公告				○														

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)	知事部	(略)	(略)	(略)
局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海 区漁業調整委員会事務局及び内水面 漁場管理委員会事務局	6級	1から4 まで	担当課長 担当室長 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長 副校長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 副館長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する事務長 次長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 所長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 副所長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 副センター長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 書記長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 室長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 人権・危機管理監 専門監 コンビナート防災監 南海トラフ地震対策推進監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監	局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海 区漁業調整委員会事務局及び内水面 漁場管理委員会事務局	6級	1から4 まで	担当課長 担当室長 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長 副校長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 副館長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する事務長 次長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 所長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 副所長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 副センター長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 書記長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 室長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) 局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。) コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 人権・危機管理監 専門監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監

		犯罪被害者支援調整監 ごみ処理広域化推進監 農林水産政策・輸出促進監 海づくり・海業推進監 林業人材育成推進監 教授 中小企業・経営改革推進監 建設企画監 建築審査監 検査監 技術管理監 会計支援監 政策法務監 調整監 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 教育ICT化推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監				ごみ処理広域化推進監 農林水産政策・輸出促進監 林業人材育成推進監 教授 中小企業・経営改革推進監 建設企画監 建築審査監 検査監 技術管理監 会計支援監 政策法務監 調整監 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)			備考	(略)	
ロ～ハ	(略)			ロ～ハ	(略)	

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 淺 尾 光 弘

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条関係） 本庁		別表第一（第二条関係） 本庁	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局长 危機管理副統括監 危 機管理地域統括監 次長 担当次長 コ ンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括 監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 子 ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃 棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括	知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局长 危機管理副統括監 危 機管理地域統括監 次長 担当次長 コ ンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括 監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 子 ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃 棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括

	<p>監 中小企業・経営改革推進総括監 イン バウンド誘客総括監 工事検査総括監 課 長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画 調整監 県民の声相談監 ゼロエミッション プロジェクト推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 南海トラフ地震対 策推進監 地域共生社会推進監 人権監 犯罪被害者支援調整監 消費生活監 ご み処理広域化推進監 農林水産政策・輸出 促進監 海づくり・海業推進監 中小企 業・経営改革推進監 建設企画監 建築審 査監 検査監 部の人事を担当する班長、 主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総 務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（調整担当、情報担当 及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部 行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（行財政改革担当及び 定数担当のものに限る。） 総務部法務課班 長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技 師 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、 給与制度担当及び人材活用担当のものに限 る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び 主査（予算担当のものに限る。） 総務部税 務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査 庁 舎管理担当のものに限る。）</p>
(略)	(略)
教育委員会 事務局	<p>副教育長 次長 総括市町教育支援・人事 監 参事 課長 担当課長 副課長 市町 教育支援・人事監 学校防災推進監 教育 ICT化推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（法令及び教育 長秘書担当のものに限る。） 教育政策課班 長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技 師（教育改革担当のものに限る。） 教職員 課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及 び技師（人事、組織、採用及び法令担当の ものに限る。） 福利・給与課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（給与担 当のものに限る。） 市町教育支援・人事担 当主幹、主査、主任及び主事</p>

	<p>監 中小企業・経営改革推進総括監 イン バウンド誘客総括監 工事検査総括監 課 長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画 調整監 県民の声相談監 ゼロエミッショ ンプロジェクト推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 地域共生社会推進 監 人権監 消費生活監 ごみ処理広域化 推進監 農林水産政策・輸出促進監 中小 企業・経営改革推進監 建設企画監 建築 審査監 検査監 部の人事を担当する班 長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技 師 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（組織担当のものに限 る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主 査、主任、主事及び技師（調整担当、情報 担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総 務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（行財政改革担 当のものに限る。） 総務部法務課班長、主 幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総 務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（人事担当、懲戒担当、給与 制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査 （予算担当のものに限る。） 総務部税務企 画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事 及び技師（人事担当のものに限る。） 総務 部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎 管理担当のものに限る。）</p>
(略)	(略)
教育委員会 事務局	<p>副教育長 次長 総括市町教育支援・人事 監 参事 課長 担当課長 副課長 市町 教育支援・人事監 学校防災推進監 特別 支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務 課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及 び技師（法令及び教育長秘書担当のものに 限る。） 教育政策課班長、主幹、係長、主 査、主任、主事及び技師（教育改革担当の ものに限る。） 教職員課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（人事、組織、 採用及び法令担当のものに限る。） 福利・ 給与課班長、主幹、係長、主査、主任、主 事及び技師（給与担当のものに限る。） 市 町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及 び主事</p>

(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第四号

三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁事務決裁及び委任規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
別表(3)の表中「30万円」を「50万円」に、「3 匁円」を「4 匁円」に改める。

附 則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程等の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県病院事業庁長 河 合 良之

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程等の一部を改正する管理規程

(三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部改正)

第一条 三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一(3)の表第四号の項中「30万円」を「50万円」に改める。

別表第一(3)の表第十号の項を次のように改める。

10	資産購入費	器械備品購入費	全額	全額		医療用機器に限る。
			全額	300万円以上	300万円未満	その他
	その他	全額	300万円以上	300万円未満		

別表第一(3)の表に次のように加える。

16	短期貸付金	全額				
----	-------	----	--	--	--	--

(三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第二条 三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程(令和七年三重県病院事業庁管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一(3)の表第二号の項の改正規定を次のように改める。

別表第一(3)の表第二号の項を次のように改める。

2	経費	報償費	全額	50万円以上	50万円未満	
		消耗備品費	全額		全額	
		交際費	全額	全額		

食糧費		全額			全額		
光熱水費			全額			全額	
燃料費		50万円以上	50万円未満		50万円以上	50万円未満	
賃借料		50万円以上	50万円未満		50万円以上	50万円未満	
通信運搬費			全額			全額	
委託費		全額		5,000万円以上	5,000万円未満		
諸会費		全額		50万円以上	50万円未満		
交付金		全額		全額			
補償金	100万円以上	100万円未満		全額			下欄に掲げるものを除く。
	1億円以上	1億円未満		1億円未満			医療事故に関するもの
その他		50万円以上	50万円未満		50万円以上	50万円未満	

附 則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二條の規定は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
